

2024(令和6)年度 第3回南丹市人権尊重のまちづくり審議会 会議録

令和7年2月7日(金)
午前9時30分から午前11時30まで
南丹市役所 中央庁舎 防災会議室

出席者：西岡会長、岸本副会長、北村委員、大内委員、山内委員
事務局：柴田市民部長、浅田人権政策課長、山口課長補佐、大塚課長補佐、寺田主任

1. 開 会（西岡会長 あいさつ）

今回が基本方針案の最終確認となる。忌憚ない意見を出していただき、充実した会議になるよう、ご協力をお願いしたい。

2. 審 議

①南丹市人権施策基本方針（案）について

事務局から資料1および資料2により説明

- ・令和6年11月25日から12月23日までパブリックコメントを実施した。
- ・その結果、3名の方から9件のご意見をいただき、それを反映させ基本方針（案）とした。
- ・本審議会の結果を受け、最終案としてまとめたものを2月17日に会長と副会長から市長に提出する予定となっている。

基本方針の全体像の確認（31 ページ「推進体系図」から）

- ・「推進体系図」は本方針の全体像について、どのように推進をしていくかをイメージ化したもの。
- ・「基本とする取組」として、人権問題の課題に対する市民及び市役所職員の基本的な取組を表している。
- ・「様々な人権問題」への取組について、特に近年深刻化している「インターネット上の人権侵害」を取り出して明示した。
- ・「基本姿勢」として、市民や市役所職員の姿勢、それを率先して行う市役所職員の意識を表した。
- ・「基本理念」として、「多様性を認め合い、共に支え合うまちの実現」とし、これを市が求める姿、追求する姿とした。
- ・推進体制として、市役所と市民や様々な主体、関係機関が手を取り合って進めていくと

示した。

- ・取組姿勢や理念は、それぞれがそれぞれで成り立っているものではなく、関係し合い、影響し合う中で高め合いながら、人権・文化を創造していくものだと考えている。
- ・基本方針に示していることは、憲法、法律、条例に定まったものだが、機会が当たっていない人もあり、その方々に対して市が手立てをしていくためのフェーズになるように作成した。
- ・基本姿勢に定めた3つは、市民の目指す姿勢であり、それを実現化する市役所職員の姿である。
- ・市が求める姿として、基本理念である「多様性を認め合い、共に支え合うまちの実現」に向けて取り組むということを方針とした。

（委員からの意見等）

（委員）性的指向や性自認を理由とした人権問題について、「理由」という表現に違和感があるが。

（事務局）「要因」とすると、自己がもともと持っている原因の表現となる。「理由」は、社会的な背景によるものからくるとの表現となり、それが適当であると考えた。

（委員）29ページのインターネット上の人権侵害の表現について、長々と文章のみの表現である。第Ⅴ章1の「様々な人権問題」に取り込み「基本認識と方向性」や「現状の課題」などといった表現でまとめた方が見やすく、伝わりやすいと思うが。

（事務局）インターネット上の人権問題は、現状とても大きな問題になっている。市民意識調査において、一番関心がある人権問題について問うたところ、インターネット上での人権問題が前回調査より20ポイント近い伸び率になっている。全国的な課題になってきている。これは踏襲されていた問題とは違い、重要なこととして取り出して示す必要があると考えた。ご指摘の書きぶりについては、強調することとで分かりやすく表したい。

（委員）目次を見ると、様々な人権問題からインターネットという大きな見出しの中でくくってあるので、重要視してあることは理解できた。

（委員）14ページで1番下の「こども」の表記について、「本基本方針においても『こども』と表記いたします」と書いてあるが「子ども」との標記もあり整合性が取れていない。

（事務局）本文中の「こども」の表記については「こども基本法」の表記に基づいているが、表中などにあるように既に実施した市民意識調査においては、漢字の「子ども」を使っていたということもあり、それを変更せず、当時の表現のまま変更せ

ずに表記した。

(委員) 14 ページの【註】の「これを踏まえ、」とすると整合性がとれないのでは。

(事務局) 「これを踏まえ、」を削除することとしたい。

(委員) 例えば 4 ページの棒グラフの左横の 1、2、3、4、5、6 などの数字が揃っていないので、非常に見にくい。また 7 ページ (1) において、パブコメの意見では ICT を活用した効果的な、という提案されており、それに対し調整するとして事務局からは回答しているが、そこはどうされたのか。また、18 ページの高齢者の人権の中で現状と課題の課題の中の 4 行目に「ヤングケアラー」とあるが、高齢者の中でヤングケアラーは間違いではないとは思いますが、ここは引っかかった。ここにあえてヤングケアラー入れる必要あるのか。あえて言えば、認知症という問題があるのでそれを入れることによって後々生きてくるのではと考える。パブコメの質問 7、8 についても調整するとの回答だが、同じく説明いただきたい。7 ページの黄色い枠の中上から 5 行目「学校や家庭、職場で、職場や社会での」というところは、「地域」という言葉をここに入れてほしい。

(委員) 7 ページについては、「地域社会」に全部統一した方が良いのではないかな。その方が、幅が広い感じでいいのではないかなと思う。こどもの貧困対策で南丹市では「こどもサポートセンター」が園部小学校敷地内に設立されている。当初の利用者は 1 人だけであったが、最近は大勢が利用していると聞く。このような具体的な記載もあっていいのではないかな。

女性の人権問題についての設問で「女性の人権を守るために必要と思うこと」の結果において、4 番目「さまざまな意思決定や方針決定の場への女性の参画を促進する」について、今一番の課題は全国的に見てもこの部分が課題ではないかなと思う。南丹市においても市役所では管理職への女性登用は増えてきているかわからないが、女性議員は 1 人だけの現状のなかで分析のなかに課題として入れた方がいいのではないかな。

(委員) 全体通じて、これまで南丹市では人権教育や啓発の取組をしているにもかかわらず、それによりどういう効果があったのかというのを書かないと、一からスタートするような感じとなり、これまでの取組を記載する必要があるのではないかな。高齢者の問題についての表記はわかりやすかった。その他の課題については、国の現状なのか府の現状なのか、南丹市はどうかというのがわかりにくい。南丹市の人権啓発に関わる到達点みたいなものをベースにしないと、同じことの繰り返しになるのではないかと懸念される。アンケート結果は、非常に今の現状を敏感に表してる。市民は今まで人権問題として扱われなかった問題について、身近なものとして感じておられるということで、結果としてすごく出ている。それはマスコミなどの影響だけでなく、南丹市として地道に取り組んでこられたことの成果の一つではないかなと思う。出来れば各種研修会なども含めて、今までの取組や市としてのある程度の到達点をベースに、本方針をまとめては。今後の進捗管

理にも関わることだが南丹市としては、現状を踏まえてこういった課題に対して取り組んでいくんだというところを強調すべきではないかと思う。

それから、先ほども意見が出ていたが、「ヤングケアラー」の表記がこどもの人権と高齢者の人権課題にも出ている。どちらかにした方よいのではと感じた。意識調査の結果は、今の現状を敏感に表してる。28ページの「関心のある人権問題」の結果は本当によく表してる。これは南丹市がこれまでいろいろ取り組んできた成果ではないか。今まで関心のなかったことにも、人権の視点で市民の目が向いてきているのではないかと感じる。

インターネットを使ってる人権侵害ということについて、その中身というのは、さまざまな人権問題に関わることであり、その位置付けからも委員皆さんのおっしゃるように項立てて書いていった方がいいとも感じる。

(事務局) 市ではこれまで人権講演会などを実施してきたが、本方針ではそれら実績を踏まえて、今後に向けた方向性を示している。様々な人権問題に係る今後の具体的な取組については、それぞれの担当部署ごとに計画をたて事業を行う。ここではしっかりと反映させていけるような方針の内容とし、さらに積み上げて事業を展開していけるようになれば良いと考えている。

(事務局) 10年前に実施した意識調査結果と比較し分析していくなかで、本方針において決意として示しているのは、それを関係部署と共に共有し、人権の視点で業務執行していこうという、そのなかでやっていこうというところにある。委員皆さんからのご意見のうち特に留意したものとしては、最初の審議会において地域の関係が稀薄になってきており、なんとかしないといけない、そこにコミュニケーションがないと人権も何も生まれない、それが大きな問題ではないか、とのご意見があった。そこは絶対強調すべきと思い方針に組み入れた。

また、高齢者の人権問題で「ヤングケアラー」とした点については、以前「超高齢化社会」の問題をもっと強調すべきとの委員からのご意見があった。「超高齢化社会」というのは、高齢者の問題だけではなく、家庭の事情や経済的な事情など様々な要素があるなかで、小学校や中学校に通っているものが介護しないとけない状況がある。それは差別とかでなく、社会の仕組みそのものが変わらなないとけないし、そこを人権という視点で高齢者というところに焦点をあてた時に、それを入れないと社会の仕組みそのものまで発展していかないのではないかと考えたため入れた。

(委員) 「ヤングケアラー」の記載後に「介護者の過重負担が高齢化社会の問題となっています」とあるが、高齢化社会の中に「ヤングケアラー」の問題というのは、まれな話ではないか。様々な課題が存在することについては理解できるが、高齢者の人権の現状と課題のなかに「ヤングケアラー」などあれもこれもとなると、言いたいことが分からなくなってしまう。私は「ヤングケアラー」は必要ないと思った。

(委員) 「ヤングケアラー」については、介護離職も同じく高齢者自身の問題なのか、

それとも社会の構造の問題か。社会の問題として高齢者を捉えていった時に、高齢者自身の課題で介護離職してるわけではない。賃金とか過重労働が問題であるので、この視点としては高齢者だけに絞った方がわかりやすい。

(委員) 「ヤングケアラー」はこどもが高齢者の世話を余儀なくされるというケースは南丹市において事例は多いのだろうか。老老介護は一般的だとは思うが。

(委員) ある校長から聞いたが、おじいちゃんおばあちゃんの世話をしてることは、こどもの口からは聞けない。なにかの機会に聞けば、おじいちゃんおばあちゃんの世話をしている小学生でもいるようだが、それを表だってはこどもは言えないし、表に見えないという悩みがあると言っていた。

(委員) もう少し深く突っ込んでいくと、看る人がいないから見ていく「ヤングケアラー」というのはよくわかるが、例えば3世代同居の中で、お孫さんが自分のできる範囲の中でやる、これは「ヤングケアラー」ではないのでは。「ヤングケアラー」は看る者がいないからどうしてもやらなくてはいけない。そういった点からは、高齢者に入れるのははちょっと違う。

(事務局) それぞれの問題が色々重なっており、そこは焦点化するなかで誤解を招く恐れもある。明確化する必要があるので、その文言は削除することとする。

(委員) 高齢者の人権で言えば、地元での人権研修で認知症のDVDを視聴したことがあるが、例えば地域に帰れば過疎化も高齢化が進み、こどもは出て行きにくい状況。新聞でも出ていたが、一定の年齢になってきたら認知症が進んでいく（必ずではないが）。それに対して認知症がどういうものを理解していないと、偏見や差別に繋がったり、色々な問題に波及する。高齢者の人権の現状と課題には、それを入れた方がまとめる際に作りやすいのではないか。

(事務局) 一番最初にご意見に出ていた地域のコミュニティ、地域における声かけなど、「超高齢化社会」においては、さらにクローズアップされることになる。

(委員) 私の地域では、独居老人のお宅には前の道を通る時に、新聞受けに新聞がたまっていないか、今日電気が点いているかなどを確認している。そういう問題がもう身近に迫ってきている。特に南丹市においては、大きな課題である。

(事務局) 18 ページ 2 行目「これらを背景に、地域社会での孤立、高齢者への虐待～」の文脈では、「ヤングケアラー」は削除し、高齢者の人権に関わるのでそのなかに認知症という言葉を加えることとする。

(委員) グラフの表記は見やすいように工夫をしては。特に 28 ページのグラフは、10 年前の調査と今回の調査と変化があったことがよくわかる。カラー化して見やすくすれば良い。これだけ南丹市は頑張っているということがよくわかる。

(委員) パブコメへの対応について、そのご意見は反映すべき。7 ページの「ICT活用による効果的な」と提案について、どう調整されたかというのを報告はいただきたい。またパブコメの2 ページの7 番、8 番の中に、前後文の整合を図れる文章の体制を調整するとなっているが、これも今後調整するのか。市民からの意見に対してどう対応したというのを委員として知りたい。

(事務局) 市民からのご意見は重要であると考えている。文字表現などはご意見に近い形で修正を進めたい。

(事務局) 市長への方針提出が間近に迫っているなか、今回いただいたご意見を反映させたものについては、お忙しいなかで委員の皆さんに再度集まっていただくことも難しいところである。そこで会長と副会長に一任をいただき確認いただければと考えているがどうか。

(会長と副会長に一任として、承認される)

(事務局) 諮問を受け、審議会においてご意見を頂戴してきた。お蔭をもってこのたび方針を提出するまでに至ったが、方針策定に係るこれまでの審議において、重要であるとした事項については、方針に勘案すべき意見として意見書という形にまとめ、市長に出していただくことは可能である。いわゆる付帯意見として、まず一つは、人権課題はコミュニティの希薄化にあることと、もう一つは具体的にしっかり課題を見つけ、それに対してそこにある仕組み的なことや、そこまで見られるような仕組みづくりを市としてしないといけないのではないか、またその計画立案もしないといけないのではないか、そういうことをやってください、やれよっていうところは入れるべきないかと考えている。こういった内容で付帯意見として併せて提出してよろしいか。

(特に意見なく、承認される)

(事務局) 付帯意見についても、会長、副会長に一任させていただくこととしたい。内容については、事務局で案を作成するが、内容や文章表現については、会長、副会長にご確認いただくこととしたい。

(委員) いくら良い方針が作られたとしても、これを実践していかないと意味がない。市の職員がしっかりと自分の問題として捉まえて実践していく、また市からは市民に対して、こういう問題を投げかけていく、知らしめていく、実効性を持たしていくといった内容を盛り込んでいただいたらそれでいいと思う。あとは会長、副会長に一任したい。

(事務局) 基本方針については市民向けにわかりやすく概要版を作成し、より多くの人に届きそれぞれの生活の中とかグループで見えていただけるような内容のものにした

い。それも来年度に作成する予定である。方針が市民も含め市役所職員のバイブルになるように進めてきた。様々な施策に人権の思いや、人権の視点が入るような形で、私たちの仕事というのは人権の上にあるということを周知させ、市役所内でも協議し、研修など取り組んでいきたい考えている。

②今後のスケジュールについて（事務局から）

2月17日に市長に対して基本方針の提出を予定している。その後、委員の皆様にも方針を送付する。来年度には本文と併せて概要版も作成する予定にしている。市民にも周知するために講演会や研修会など機会あるごとにPRしていきたい。

3. その他

委員の皆様の任期が2月26日までということで、審議会の活動は一旦終了となる。これまでご理解ご協力いただいたことに感謝したい。

「南丹市の人権を尊重し多様性を認めあう条例」第10条にあるように、本審議会については、基本方針や人権施策に関する重要事項を審議することが重要な役割となっている。本条例は理念条例であるが、それを具現化するための基本方針が大方出来上がったことになるがこれで完了ではなく、これを職員が活用し、自分が今やってる仕事と照らし合わせ、市民が幸せになってもらうためにはどんな施策をすれば良いかということをひとりひとりが考え実践していくことが、これからの私たちの使命だと考えている。

4. 閉 会（岸本副会長 あいさつ）

この会議のご意見を踏まえ事務局でしっかりご調整いただき最後の締めとなるようにお願いしたい。

2月26日までが任期ということで、これまで大変お世話になった。今後も皆さまそれぞれのお立場で人権対策についてご活躍いただきたい。本日はありがとうございました。